

保 育 かな が わ

第18号 昭和52年1月1日
 発行所 横浜市神奈川区
 沢渡4の2
 神奈川県社会福祉
 協議会保育分科会
 編 集 人 安 部 龍 巖
 発 行 人
 題 字 故 内山岩太郎 筆

児童憲章制定

二十五周年を迎えて

神奈川県知事

長 洲 一 二

児童憲章は、児童の幸福をはかるための国民の約束であります。私たちは、この憲章を制定して二十五年を迎えたことを誇りに思うとともに、この機会にあらためて一人一人がこの憲章を行動の指針とし、児童福祉の向上に努めてゆかなければならないと考えます。近年、児童をとりまく生活環境の変化は著しいものがあり、新たなニーズが次々と生みだされております。なかでも、働く婦人の増加により、保育に欠ける児童の福祉をはかることが大きな課題となっております。もちろんこうした保育需要に対して、保育所の整備拡充と保育内容の充実強化に一層努力しなければならぬことは今さら申し上げるまでもありませんが、ただ保育所をつくれればそれのことたりるということではないと思えます。

私は、児童の健全な人格形成という究極の目標を達成するためには、家庭と保育所の役割をあらためて考え直した上で、子どもたち自身の福祉を基本とし、社会の要請との調和を考えながら、総合的な保育事業を推進してゆかなければならないと考えます。けっして大人にとつて都合のよい児童福祉であつてはならないと思えます。未来を創造してゆく子どもたちの現在だけでなく将来を、すなわち子どもたちが大きな可能性を秘め、のびのびと、すこやかに成長してゆけるような環境づくりこそ児童憲章の理念であり、また、私たち大人の責任であると存じます。

横浜市長

飛 鳥 田 一 雄

児童憲章の前文に「児童は人として尊ばれる」とありますが、これは、児童福祉の基本理念を具体的に現わしている言葉であります。横浜市は、子供達が健やかに逞しく育つようその環境を整えていくために「子供を大切にす市政」を大きな柱として掲げ、市民と一緒になつてこの目的実施のため諸施策をすゝめています。現状では、いろいろな問題を抱えながらも児童福祉施設の充実、地域社会の環境など国や地方公共団体のもとで解決していかなければならない課題に取組んでおります。しかし、児童と家庭、地域社会とのつながりこそ児童の福祉の立場から、重要な要素として考えてまいらねばならない課題であります。価値観の多様化した現代において、家庭の機能についてはいろいろ評価されておりますが、子供達が家族関係の中で人格形成をされる最初の場としてその意義を再認識しなければなりません。また、児童をとりまく地域社会の一人一人の理解と協力によつて児童を守つていく連携が必要であり、これらと支えがなければ真の児童の福祉は期待できなると考えます。我々大人が児童の福祉の向上を考えるとき、すべての人達が各々の立場からの実践と努力が望まれます。児童憲章25周年を迎え、明日の横浜を担う児童福祉のあり方を十分考えてゆくとともに、これを実施するため積極的に努力してまいりたいと思えます。

川崎市市長

伊 藤 三 郎

児童憲章制定以来、すでに四半世紀を経たわけでありますが、この長い歳月の間、人々の意識の変化や社会の変革にもかかわらず、児童の存在を尊ぶ国民的理念は、厳として生きつづけ、その意義の深さを改めて認識するものです。私達は、この児童憲章の理念を生きた現実の社会に具現させるため、教育や児童福祉など、あらゆる行政の分野で力を尽くしてまいりました。多様化する価値観、激動する社会の中でもすべしは見失われがちな児童の基本的権利を、私達行政当業者は、一歩もひかず守り抜かなければなりません。特に児童憲章と関わり深い児童福祉の分野の中でも保育所の問題については、これまで多くの関係者の方々のご協力により、その充実と発展をみてまいりました。児童憲章制定二十五周年という記念すべき年にあたり、私達は多くの方々と力を合わせ、どのような困難にもくじげることなく、この憲章の精神に基づき、より一層の児童福祉増進のため進んでいきたいと、決意を新たにするものであります。

児童憲章制定二十五周年 に際し保育所の願い

安 部 龍 巖

昭和二十六年五月五日、戦後の荒廃とした世相の中で、新生日本の土台を築き、福祉国家建設の柱として、すべての児童の幸福をはかる為に、児童憲章が制定されました。当時、全国四、五〇〇ヶ所（入所児童二十七万人）であった保育所も、今では一八、二〇〇ヶ所（入所児童一六〇万人）又神奈川県所管の保育所設置状況を見ても、昭和四十二年四月一日現在一四四ヶ所（入所児童一一、七三八人）本年四月一日現在二七〇ヶ所（入所児童二五、七三四人）と数え、飛躍的な発展を示しています。が、なお地域では、保育所の不足が訴えられ、又保育所の運営、保育内容の実態を見る時、抜本的な改善が強く望まれています。国と地域社会と保育所の誓いでもある児童憲章は、日本憲法の精神に基づいて、①児童は人として尊ばれる。②児童は社会の一員として重んぜられる。③児童はよい環境の中で育てられる。ことを宣言しました。ことに「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術

をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに変わる環境があたえられる。」と宣言されています。児童憲章制定以来二十五年間において児童憲章の具体化は、保育の分野において、どのように築き上げられ、又、どのような不十分さを残しているのでしょうか。昭和二十二年に、児童福祉法が制定され、保育事業が近代化された社会福祉事業として日本の社会に登場して以来、四分の一世紀が過ぎ、其の間における社会情勢の変動は著しい中から人間優先、生活優先の施策の重要性が叫ばれ、なかでも次代の日本をになう児童福祉は最も重視されておりますが、保育所の運営の面、又保育内容の面において、前進の為の問題点、改善の為の要望は数多くあります。児童憲章と児童福祉法の精神に則り、保育に欠ける乳幼児の養護と教育を行う保育所として速かに、①最低基準の改定（保育定数の改善、施設設備、教具に関する基準の改訂。主任保母制の確立。事務職員配置。調理員の増員。）②職

員の専門職化と職員処遇の確立。③措置費の改善。④保育料の保護者負担の軽減等の多くの問題点の解決に努力することによって、二十世紀をになう子供を育てる為の保育所の役割をはたすことができるのであって、このことが児童憲章の具体化が実ることになることと思えます。しかし乍、我が国の経済は厳しい不況の風にあえぎ、インフレ物価高がすでに固定化し、この為税収の落ちこみが甚しい財政事情を理由に、保育関係予算の削減が一部なされつつあります。私共保育関係者が団結を強固にして、求めるものはもとめ、削減の無いよう、むしろ改善の為の新規要求を求め、二十一世紀を託する子供達に、豊かな環境で、よりよい保育が行なえるように、私共は強く国及び地方自治体の深い理解をもとめつつ、保育予算の上昇と新規計上を願わねばなりません。又この反面自ら保育の原点を再確認し、児童憲章の精神を充分認識し、保育の万全を期して国民的合意を得て参りたいと思えます。

（県社協保育分科委員長
神奈川県保育会会長
神奈川



明治四年横浜に開設された幼稚園は混血児対策をとの地域ニードにこたえたもので、これが我が国保育園のはじめである。永続きせず消えてしまったのが残念だ。最初の公立幼稚園は、明治九年東京女子師範学校に附属幼稚園が設置された。しかしこの幼稚園は「良家の子女」だけが通園したので一般化されなかつた。明治十五年の文部省通達には、「幼稚園は富裕階級の子弟のものでなく一般市民、とくに貧民階級にも大いに利用されるべきこと」とある。

保育園と いう名の歩み

大正十五年に出た「幼稚園令」は、幼稚園と保育所の一元化の方向を意図した画期的なものであったが、普及のための予算措置が伴わなかつたために成果をあげるに至らなかつたのが悔まれる。幼稚園は公立から民間篤志家

の手に委ねられて発展したが、戦争によってその多くは休園又は保育所に転用となった。この保育所と幼稚園が袂を分つ原因となつたのは昭和二十三年の「教育基本法」である。この法によって、一元化の望みは完全に絶たれた。幼稚園が法律に支えられたのに対して保育所は、法の埒外にあつたため常に日陰に置かれ、宗教関係の篤志家や社会事業家の手に委ねられた。明治二十三年新潟で始つた托児所は貧児救済むしろ家庭保育に欠ける子の保育にあつたが福祉面の要求が強く幼稚園と切りはなされて歩まざるを得なかつた。

因みに、保育園という名は、鎌倉保育園（孤児院）佐竹晋次郎氏発案によるものである。

（神奈川新聞五一、七七所載
鎌倉市幼児教育審議会資料より）

昭和五十二年年度

社会福祉予算に関する要望書

神奈川県社会福祉協議会 予算対策委員会

〔重点要求項目〕

一、地域のニーズに因應するため、保育所を増設されたい。

〈市町村〉

二、民間社会福祉施設経営調整費（県単・市単）の充実強化について

〈県・指定都市〉

民間社会福祉施設従事者の処遇改善及び適正な施設運営ができるよう、次の点を強化されたい。

イ、公私格差是正のための人件費の確保
ロ、委託費の中に含む管理費の増額

ハ、特別民調費（振興資金借入金償還金）の財源確保

三、社会福祉施設の生活諸費を増額されたい。

〈県・指定都市〉

四、保育所について、県市単助成による事務職員の常勤化をはかられたい。

〈県・市町村〉

〔要求項目〕

五、無認可保育所の保育料につい

昭和五十二年年度

保育関係予算内示一覧

〔五三、一、一七〕

一、職員処遇改善

ア、所長給与の改善

主任保母給与の改善

イ、年休代替要員費の改善

二、施設管理費の改善

ア、社会保険事業主負担の改善

イ、非常勤職員雇上賃金の改善

ウ、庁費の改善

エ、補修費の改善

オ、嘱託医手当の改善

三、民間施設給与等の改善

四、乳児保育の特別対策

五、小規模保育所数の増

六、障害児保育事業対策

七、事業費の改善

ア、一般生活費の改善

イ、児童用採暖費の改善

八、施設整備費の改善

九、民間老朽改築貸付制度の改善

十、保母養成所対策

十一、保育所保母研修等の改善

十二、保育所保母研修等の改善

十三、保育所保母研修等の改善

十四、保育所保母研修等の改善

十五、保育所保母研修等の改善

十六、保育所保母研修等の改善

十七、保育所保母研修等の改善

十八、保育所保母研修等の改善

六等級↓五等級に格上げ
七等級↓六等級に格上げ
六日↓八日

九、九六%↓一〇・二六%

三、二〇〇円↓三、四〇〇円

(年)五〇、八〇〇円↓五四、四〇〇円

(㎡)三七七円↓三六一円

六〇、〇〇〇円↓九〇、〇〇〇円

八・五%↓九・〇%

九人セット↓三人セット

六〇〇カ所↓七〇〇カ所

職員処遇の改善

一・二・八%アップ

三八六億円↓四一七億円

利子補給制度の継続

法人立施設の増、七カ所↓八カ所

職員給与の改善

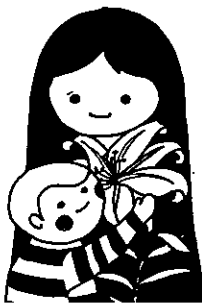
六六百万円↓七四百万円

賛同を得ました。

全社協に五一八、二六一円送金
しましたのでご協力感謝すると
共にお礼申し上げます。

保母求人募集

神奈川県保育会事業の一環として、県下保育所（横浜市除く）における保母の需要を満すため、例年どおり本年度も既にその事業を開始して来た。県内の全保母養成校との懇談会を七月十六日もち、夫々の立場から現況を説明し、学生を含む学校側の要望、施設側の要望を出し合い、相互的理解を深め、意思の疎通をはかり、求人事業の円滑な推進を協議した。
更に九月以降重ねて県内養成校との懇談会を開き情報の交換を行い、具体的方策につき検討した。又担当委員が県内校を訪問して求人依頼するほか、近県校及び全国校に募集案内を送付して、初期の目的達成に努力した。



児童憲章制定二十五周年特集

保育所の未来を考へる

座談会

池上キヨ(横浜女子短大助教)
大久保 稔(県保育係長)
鈴木栄一(新日本保育園)
鈴木萬吏(塚原保育園)
司 会 富田英雄(岩瀬保育園)

横山タマ子(金目保育園)
富米野知子(宮城野保育園)
露木盛枝(清水保育園)
安部龍巖(みどりの家愛児園)

司会 児童憲章制定二十五周年に因み、「保育所の未来を考へる」というテーマで座談会を行います。皆様お忙しいところをお出いただきありがとうございます。いろいろ保育所の将来について参考になるお話、それから是非私達がやらなければならぬことなど、話し合いをしていきたいと思えます。まず池上先生いかがでしょう。

池上 個人の意見として申しあげますと、あくまでも、建前としては子供の本当の福祉が優先して考へられるべきで、今置かれている制度そのものが、非常に何か、働く母親と子供の関係に重点が置かれている傾向が非常に強い。もつと広い層で考へる必要があるんじ

やあないかと思えます。

又、地域と保育所の関係が密接に関係付けられたなかで、保育所というものを考へる必要があるのではないかと思えます。

司会 同じような事を、行政の立場からお願ひします。

大久保 そうですね。幼稚園との関連も幼児教育の関連もあるでしょうけれども、保育所は保育に欠ける児童を保育するということが大前提ですから、表現がなかなかむづかしいと思えます。保育に欠ける児童の福祉を計るということ

が、現時点では多少拡大解釈して考へなくてはならないのでしょうか。その域を出ることはむづかしいのではないのでしょうか。

ということとは、行政管理庁なんかの勧告等もありますから、それからもう一つ、私自身その、高年齢児に、関連する面での問題点と低年齢児、ことに零歳児のそれについて、家庭での保育と施設保育との違いをどう調和させるのかの問題があるだろうと思えます。

司会 ありがとうございます。次に理想的な保育制度を考へる上において、直接保育に当たって隘路となっている点。将来更に保育が前進する為に改めねばならぬ点などについてどうぞ。

富米野 現場の立場から言いますと、未来像としては、一つの施設の中でね、幼稚園と保育園の両方ができるのが一番良いのじやない

かと思えます。母親が働いているから保育所で預つて貰うとか、共稼ぎでないから幼稚園に行くとか、又幼稚園に行つて教育的な、学校にあがる準備の幼児教育をして貰うんだとかいうことが一般に言はれていますが。本来保育園の子も幼稚園の子も同じなんです。私仕事をしながら「一つの園の中で、保育に欠ける子も保育に欠けない子も一緒に保育出来たらなあ」といつも思うんです。

司会 保育園と幼稚園は、保育的子的と幼稚園的を一緒に保育したらどうかということなんです。それはどういう形。併園システムですか、混合でやるのですか。

富米野 一緒です。富米野 そうですねえ、でも、お金の出し具合も難しくなく、すつきりと思いたいと思えます。母親が働いている貧乏人の子は保育所へ行けとか、幼稚園の方がレベルが高いとか本当に信じている幼稚園長もかなりあって、「うちは保育所からの方は採りません」と言う園長が地域によっては実在するんです。そういうことをはやくなくして同じ地域の同じ年齢の同じ子供が、同じ施設で一緒に遊べるようにしてやりたいと思えます。

司会 鈴木万吏先生如何ですか。

鈴木(萬) 今の言葉の中で、大久保係長の言われた、ようするに今上の方の子の問題ですね。それは全く同感なんです。幼稚園に入れないところの子どももありますしね。それは、今、先生は、地域だと幼保一緒だと全く同じ年齢だとおっしゃったけれど、年齢はずっと幅が違うと思えます。

富米野 今、幼稚園のことでお話したので、零歳児の問題は、違うと思えますね。

大久保 一寸今、気がついたのですが、私、先程も言ったのですけれど、幼保の問題を話すとき、矢張り、年齢は、特に三歳で切る必要はないんですけども、上の方と下の方とは、ハッキリ分けられない話が進まないと思うのです。

司会 そうですね。保育園と幼稚園の大きな違いは、年齢の幅にあると思うんですけど、その辺のことについて、進歩的な考へを。

鈴木(萬) 今の上の方は、先生のおっしゃるジョイントでいいと思えます。そして施設的には、一人あたりの平米数を増やしてくれると幼児教育は、どんどん良くなってきます。さて、下の方の問題はどうかと言いますと、私たち保育者側から言えばですね。本来、親が保育することが一番良いんだと言うことになってしまっています。とす

れば、私達のやっている仕事は、必要悪なんです。存在意義はないんです。しかし、それを承知でやる以上は親代りとして一生懸命保育に当らねばなりません。この保育とは、私は未熟な母親のための手助けだと思います。そういう意義があるのだという事を先ず、毎日感じとるような保育をする必要がありますね。

横山 それに関連して一つ。司会 どうぞ。

横山 私は矢張り現場に働く保母として感ずることは、一番大事なのは親ですよね。保護者なんです。そうして次に、地域社会とか、園長とか、保育所とかがあるんですけどね。その母親の育児に関する観念が少しずつ欠けてきたような気がするんです。又、働く婦人がこれからますます増えてきます。家庭で育児も大事だけど、或一定の時期が来れば、働きたいわけです。そうした場合安心して預けられる場所といえは、保育所だと思います。これからの保育所はこの二つの意味をふまえた内容にして、地域社会に喜ばれるような形にすべきだと思います。それに私達保母が努力して資質向上を計るとともに、母親教育にも心を砕かねばならないと思います。

富米野 それに関連して、福祉と

いうことから考えると、零歳からずっと保育所へ行きますね。それが、小学校に上ったとたん、そこでプツリと福祉の糸が切れちゃうわけです。福祉から手離された子供はどうなるのでしょうか。せめて、小学校低学年位までは、何等かの形で組み入れていくという風にしたらどうかかなあと思います。

司会 保幼の一元化がなされればそういう問題にも手が延びて行くんだと思うんですね。たとえば、学童保育のような問題にもね。

横山 保育所によつては、学童保育をやっているところもあるんですよ。うちあたりでも、「二期期ぐらいまで」とか「学校に馴れるまで続けてもらえますか」などと言われるので、そんな場合は見えています。

富米野 とにかく、そういう事では、行政の方は遅れてますよね。保育所としても考えなくちゃあならない。しかしあまり先の事を考えるのが苦しくなる。

司会 今横山先生の話などを伺っていますと、保育所は、必ずしも母親にとってプラスの面ばかりはない。従つて親の教育や親に対する姿勢の研究も必要だと感じました。その点について。

露木 零才児の場合ですけれど、零才児だけは、母親が育てたいで

すね。零才児というのは、たしかに自分の手で育てたいと誰しもが願っていることではないでしょう。それが、一番大事じゃあないかと思ひます。零才児で、母親がしっかりおさえて、お乳をあげられたら、もうそれで、今度保育所に入つても、安心して預けられるんじやあないかと思ひます。零才児の保育は、出来るだけ、母親でできるような行政を、考えて頂けたら幸せです。

司会 その件で、池上先生私見でけっこうですから、お願いします。池上 私自身子供を保育所にあずけて学校に通つていましたので、自分自身で、自分の子を育てていないんです。今現在、孫の状態を見て、私も、せめて三才までは、親が育てた方がよいのだと思ひます。私の娘は教師の仕事をもつていました。仕事は続けたかったのですが、思いきつてそれを放棄して育児をとりました。孫にとつてそれは大変良かったと思ひます。それが本来のあるべき姿ではないでしょうか。

露木 それについて、行政の方で、それに応じた何か方法を考へて頂ければいいんでしょう。

池上 児童手当とか、育児期間中の保障ですね。司会 育児休業制の問題で、大久

保先生どうぞ。大久保 教員等について、はっきり制定されましたが、出産後一年間は現職のまま、無給ですけれど、身分を保障されました。基本的にはお母さんが家に居て、一年間、零才児のうちは家庭で育てるのが望ましい。と、国は考へているのだと思ひます。

鈴木(栄) 零才を含めた、私ども保育所の窓口に来る、若いお父さん・お母さんが、既に育児に対する使命感がない。そういう状態だから、保育園に措置されても、保育に欠ける状態がなかなか改善されにくい。現実には乳児の方が保育に欠ける条件が非常に悪い。

横山 それに関連した事ですが、産休が明けて、自分は勤めたいが、子供をみてくれる人はどこにも居ない。知り合いもない親戚もないといった場合に、どうしても預るのは、保育所だけです。何とかしてくだされいと泣きつかれることもあります。理想としては、一年位は親のもとで育てるのがよいとは思ひますが、そういうケースの場合、「産休明けは駄目です」と断るのは考へものだと思います。

司会 産休明けから乳児を預つた場合、乳児は、五時迄預つて欲しいという要望が強い。零才児は、はたして、五時迄預かることが、

可能でしょうか。

鈴木(栄) 乳児の場合、保育時間より、親の考へ方に問題があると思ひます。母親なり、父親なりの保育に欠ける方を重視というか、又半々に考へるかで、保育所も非常に考へ方が変わります。親が、子供より自分自身とか、家庭を主体にしている人が多いんです。保育所は、児童福祉の基盤に立つて運営されているんですから、子供を主体に考へたいんです。保育園も、乳児保育が出来た施設を完備することによつて、長時間保育も可能になってくると思ひます。しかし、乳児の入所家庭には、深刻な問題が多い気がします。これは、だんだんと壁に突き当つてしまふと思ひます。あらゆる問題を、保育所の現場だけで解決しようとすると、どこにも無理があるわけですから、

鈴木(薫) 児童の側から見た場合、母親が育てるのが一番良いんだと言つても、それは普通の母親でね。母親失格者が、どんどん子供を作つていっているから。私は、そういう観点から見ても、必ずしも零才児の保育は必要悪じゃあないと思ひます。

池上 母親の養育機能と意識とが低下していると言へます。一寸飛躍するんですけど、保育所が、そういった母親の、育児相

談とか、母親教育みたいなものの相談窓口にもなれたらよいと思います。

鈴木(薫) そこまで行くべきだと思います。私は、自分のところの職員には、「母親の教育もせにやならんで、だから君達、勉強するのは当たり前のことだ」と話しています。

司会 次に保育時間について伺います。一体等児童たちは、保育所に一日何時間預け入れられることが理想なのでしょうか。

横山 保育所の役割りから考えますと、八時から四時迄、八時間が理想ですが、子どもの緊張時間とか、疲労とかを考えた時、五時迄では可愛想です。

司会 八時間ですね。その点について反論ありませんか。

富米野 八時間は理想ですが、子どもが親から離れていられる時間はもう少し短いんじゃないかと思えます。私の考えでは、最高六時間位いだと思えますね。

鈴木(栄) やはり、児童の側だけから見れば、八時間は長い気もします。これも、対象児の年齢にもよりますが、大体幼児と言いますと、寝る時間を引くと、起きている時間は、十二時間位ですが、それから保育園に居る八時間を引くと、母親が家庭でのスキンシップ

に必要な時間がないんですよ。六時間位が良いでしょう。

露木 私も六時間が望ましいと思います。いくら保育所が良い保育をして家庭に居る時間が大切です。

池上 最低基準でいう一日八時間とは、保育所を八時間開いておき、個々の時間帯の違う保育の必要をそれを標準として保育するという考えでよいのではないですか。

安部 八時間開いて、その間保育することで、只一日八時間開いて置けばいいんじゃないやあ無責任である。何時から何時までも決っていない。

鈴木(薫) 保育所は一日最低八時間開いて置けばよいんで、地域の実情によって伸縮できる。伸ばすことが出来れば縮めることも出来るものです。

池上 一日八時間と決めた根拠はどこにあるのでしょうか。労働基準法に基づいたものですか。

安部 労働基準法もあるが、先程からの話のように、児童の体力の問題とか、児童を保育所に置く時間ということで、八時間は理想的なものだと思ふ。保育所の八時間は保育に欠けるという家庭の立場から決めたんじゃないかと思ふ。逆に考えて、夜の遅い商売の人、夕方遅くなるような人は、

十一時頃から何時迄というように必要に応じた時間帯で八時間の間にやればよい。

司会 次に、現在盛んに研究されている身分法の問題に入っ行きたいと思います。現在保育士法第三次法案が出て、着詰め段階に入っているようですが、現場での

反響を簡単に願います。

横山 何故今、身分法の問題が出たか、何故、保母資格があるのに、又特殊な資格を取らねばならないかで、保母は関心を持っていない。又、移行措置のこと、つまり、保育士の免許に切り換える方法について問題になっている。

司会 保母会では、説明会を開いていますか。

横山 全社協から制度委員を招いて話しを聞いたり、地区での研究会開催、意識調査を行うなど、積極的に取組んで居るわけです。

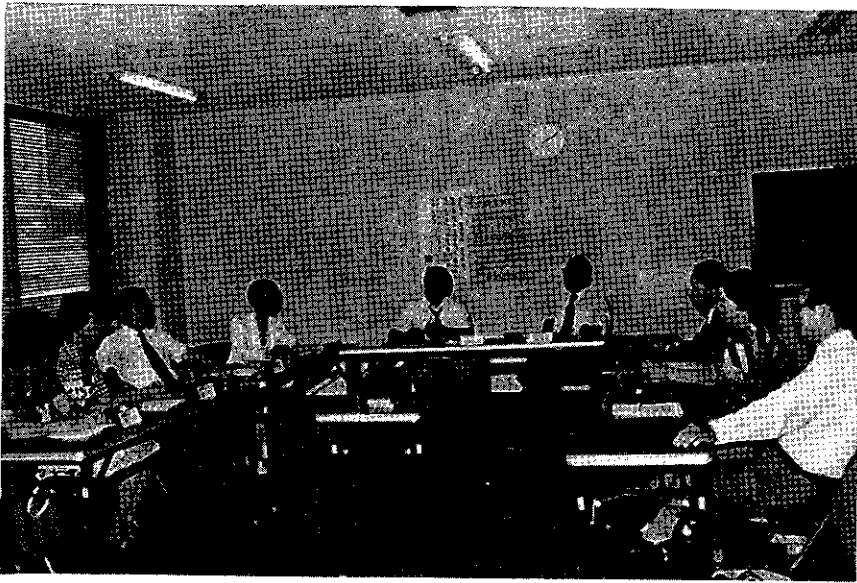
司会 判らない、判らない、という声を聞きますが。

横山 それは、研究委員と地区への伝達がうまくいっていないからです。全社協からの資料も少く、増刷も経費の面でむつかしく、今まで研究委員と地区の代表者位にしか渡っていないので、第三次議案を全員に配布するようにしています。

安部 最初から十年たっている。判らないのは、保母自身関心を持つとうとしないからだ。

司会 もう一つの大きな資格の問題として、無資格園長に、資格を取らせることで、管理士法を含めて話しを進めます。

鈴木(薫) 今まで法律化してないのは、おかしい。これには、身分保障と財政的裏付けも考えて貰わないと、義務だけでは困る。それが根本です。保育士法案については、少し厳しすぎる感じがします。管理士法案については、社会福祉主事が、最低資格と考えているようだが、具体的な資格がある方が望ましい。が、実現困難と



▲座談会スナップ

思います。
司会 この件について養成校の立場から池上先生どうぞ。

池上 保育士法の中身についてはよく検討しなければならぬ点が多い。横山先生のお話しのように、保母資格を持ったものが、更に試験を受けることについて、非常に抵抗があるということ。それから、今、置かれている二年間の養成課程は、現在の多様化した保育ニードに到底応じきれない。

期間を三年とする話も出ていますが、只期間を延ばせばよいのでなく、教科、実習等についてよく検討されなければならないと思います。

司会 これが実施される段階になると、当然、実施するのは、地方自治体の担当部署になると思うので、行政の立場で、話しにくいでしょうが、大久保先生どうぞ。

大久保 行政サイドでは、まだ具体的に、どうこう何もありません。只、それ以前の問題で、現在約二割の無資格者が居るので、その解決の方が先決です。しかし、保母資格が、今のままで良いということではありません。

それからついでに申しあげます。県内に養成校も増えて、その中で、保育園や収容施設に就職する数は、分増えて来ましたが、数の上

ではまだまだで、保育園や収容施設の仕事に魅力があれば、もっと行くんじゃないかと思えます。

司会 県内の養成校の卒業生が、全部県内の保育園を志望するようない、理想的・魅力的保育というものが有り得るのでしょうか。

富米野 養成校卒は、幼稚園と保育園のどちらに就職しようかで、先ず労働条件を考えます。幼稚園は、四時間だから楽だという考えです。実習に来た学生に「決りましたか」と聞くと、「まだ決っていませんが、幼稚園を希望し、幼稚園に就職出来なければ、保育園に行きます。」という答えが殆んどでした。その理由は、保育園は長時間保育で大変だということです。

池上 実習で、両方やってみて、幼稚園の短時間保育では、飽き足りないとい、どうしても保育園に行つて、長時間であろうとも、飛び込んでいこうという学生も相当数居るのですが、保育園に魅力が無い訳ではなくて、保育園保母の働き、即ち勤務体制に、あまりにもゆとりがないのです。

司会 そういう事になりますと、行政のサイドに関連して、最低基準の問題がからんできます。つまり、労働条件が魅力に優先するかということ。実際に何とかならないものではないでしょうか。

富米野 もう少し最低基準がどうにかなれば、例えば、受持ち人数を一番に改訂してもらえば、どうにかなると思えます。

司会 最低基準が高ければ、学生は本当に来ますか。

富米野 受持ち人数が少いことは、すこく魅力だと思つて。

横山 複数保育という形もありまね。

富米野 結局、保母の増員ですね。司会 そういうことですか。

池上 子供の受持を少くして、必要に応じて二つのクラスを一つにして保育する。そこで保母は交替に研修なり休暇が安心して取れるようになればと思います。

鈴木(薫) 時には縦割り保育をやられと言っているんです。縦割りの中で、三才児には、四人の保母が居るんです。四人で、三つのクラスを編成し、交替で受持せば、一人空くでしょう。土曜日にその職員を研修に出せばよい。

司会 クラスの人数が減つただけで、果して幼稚園に行く学生が、保育園に来るでしょうか。そうはならないと思えますが。

望すると、保育所側がいやがる。池上 安部先生がおっしゃるように、最終的には、人間問題ですが、若い娘に対する親の考え方、社会一般の、保育所に対する認識に、左右されることが多いのです。

横山 時差勤務も問題だと思えます。遅番や早番があつて勤務時間が一定してない。これは、幼稚園の勤務条件では、考えられないこと。それに長時間保育がかかること。どうしても、時間的余裕のある幼稚園へ行くんです。

司会 大久保先生、なかなか国家予算がうまく行かないようですが、定数問題について、県も苦しいんではないか、県の助成で、いくらか改善する英断は考えられないでしょうか。

大久保 さあ、むつかしいですね。従来から努力して来てはいますが、このような財政の中で、国の最低基準なり、措置費をどうするかは基本であり、その解決については、知事以下全員で、当っています。

県としても、国の改訂を期待してはいますし、県として関心が無いという訳ではありませんが、このような財政難では、とてもむつかしいと思えます。しかし、去年からの据え置きの手柄でもありますので、努力することにはやぶさかではありません。

司会 今日いろいろな話しが出ましたが、このままですと、限られたページの中に入り切りませんので、ある部分はカットさせていただきますか、要約させていただくことになりそうですので、ご了承下さい。

私も編集係の一員として、これらの問題は、なるべく将来のために有意義であるような編集にして、今後、神奈川県保育会が、全国の保育会の模範となるような活動をしたしたいと思います。池上先生、大久保先生はじめ、元保母会長の先生方、ありがとうございました。

お詫び
ここに掲げたほかに、長時間保育問題・無認可問題、複式簿記の問題が論議されましたが、紙面の都合により、割愛させていただきました。

尚、司会者不手際のため、論議に一貫性を欠き、論点が絞れずに終つたことを、出席者並びに読者の皆様方から心からお詫び申しあげます。



昭和52年度全国共通研究テーマ 乳幼児の発達保障と 保育所・家庭の役割

児童福祉法制定30周年を迎えて

児童福祉法に盛り込まれている精神はどの程度具現されているだろうか。

児童福祉法制定三十周年を迎えるにあたり、私たち保育関係者は、乳幼児の発達をいかにして

保障していくか、について、保育所を核にして点検する。

この場合、乳幼児の発達を保障する施設としての保育所・幼稚園の共通性をふまえながら保育所の社会的役割の分析と、保育所保育内容の特質を整理し、保育所関係者、保護者、為政者各々の立場の義務と責任を明らかにする。

研究部会テーマ

一、措置費と公費負担のありかた。

二、公立保育所の運営管理
(所長の職責権限)

三、民間保育所の運営管理
(経営と管理の分掌)

四、保育所長・保育の資格・身分等のあり方

五、四歳以上児の発達と保育内容
——保育所保育内容の特質をさぐる

六、三歳児の発達と保育内容
——保育所保育内容の特質をさぐる

七、一、二歳児の発達と保育内容
——保育所保育内容の特質をさぐる

八、零歳児の発達と保育内容
——保育所保育内容の特質をさぐる

九、障害児保育

十、乳幼児の発達と給食

特別分科会、乳幼児の発達と保育所の役割、家庭の役割

福祉施設士講習はじまる

受講者の伝達、経過措置に注目

ここ数年來、厚生省、全社協ともに、福祉専門職に向けてともに検討が進められている。

前年度の國家予算に対する厚生省保育予算要求に当っても、当初子対委としても、社会福祉施設職員

の専門職化をはかり職員処遇の改善として、給与体系、年金制度、研修体系の確立を期して全国的に運動が展開されたことは、記憶の

新しいところである。厚生省社会福祉教育問題検討委員会小委員

会の検討結果、全社協福祉専門職問題検討指針等一連の経過をみると、いわゆる、社会福祉施設管理

士(施設管理士)の資格、資格基準、取得方法、受講科目等を今回の第一回福祉施設士講習会の開催

要綱内容と比較すると、昭和五十二年から実施予定としての、試験

の性格を有するものだけあって、この講習は内容が充実され、今回の受講者も全国保育協議会十六名

割当の内、本県は二名参加している。(小田原・みどりの家ほか)

いづれ、本年四月二十二日の開会後の受講者による伝達研修会を期待したいものである。

さて、今回の講習会開催要綱を抜粋してみると。

福祉施設士講習会開催要綱(抄)

一、主旨

社会福祉施設長など職員の資質向上を目的として福祉施設士講習会を実施する。当該講習は昭和五十二年度から実施予定の本格講習

の試験の性格とし、本格講習の内容充実と円滑実施をはかる上での諸問題を参加者みずからが整理し

つつ実施するものである。したがって当該講習の参加者は、種別協議会の推せんなど一定の要件を満たす者に限定することとする。

二、実施主体

全国社会福祉協議会

三、企画、運営

社会福祉施設職員研修委員会

四、期間 五、定員(略)

六、参加者の推せん要件

今回の参加者に関する推せん要件は、各業種別協議会長の推せんによる各分野を代表する者で、当該講習をみずから推進する者として、次の要件のいずれかを満たす者とする。

①年令二十七才以上の者。

②社会福祉主事資格、保母資格等
を取得している者 ③五年以上社会福祉事業に従事した者 (2)年令三十二才以上、十年以上社会福祉事業に従事した者

七、受講申込手続 八、経費、略

九、研修内容

(1)研修は、通信授業と面接授業(スクーリング)によって行い面接授業を主体とする。(2)面接授業 四

回、各四日間、計十六日間、四十分(一時間二時間三十分)

履修課目

一、施設運営管理総論 八時限

二、処遇論 四 "

三、地域福祉論 三 "

四、福祉専門教育論 一 "

五、措置費制度論 三 "

六、財務管理論 四 "

七、事務管理論 二 "

八、人事管理論 八 "

九、関連法規 三 "

二、施設見学 二 "

三、特別講義

通信授業、レポート課題、修了証書、その他(略)

昭和五十二年より本講習が開催されることであるが、受講のため

の三要件を満たさない施設長、その他大多数の施設長の施設士としての暫定(経過)措置等注目されるところである。(横浜・藤田)



今後における保育所のあり方

— 中間報告抜粋 — 中央児童福祉審議会・保育対策特別部会

保育所の増設に対する要請は依然衰えずまた、その運営内容についても改善充実を求める要望が強く寄せられている。保育所の運営については、幼稚園との関連も含めて基本的な問題を検討し、今後これに対する対応策を長期的かつ多面的な視野に立つて考究すべきであると考えるものである。

このような観点から、昭和五十年十二月三日に開催された中央児童福祉審議会総会における審議の趣旨に沿って、審議を重ねてきたところであるが、現時点では最終的な結論を得るまでには至らなかった。さしあたりこれまでの検討の結果を中間的にとりまとめたので、次のとおり報告する。

一、保育所が登場した契機は、わが国においても、また、諸外国においても、家計を維持するため母親が就労すること等により生じる保育需要に対応するためであったが、近年においては、母親の就労は家計維持のために加えて、より高い水準の消費生活を志向するため、専門的技能

を生かすため、積極的な社会的活動の場を得るため等々極めて多様の動機に基づくものとなっており、この意味で現在の保育所に対する需要のなかには、主体的な選択によるものも含まれているといえよう。

また、このような母親の就労をめぐる状況の変化のほかにも、幼児の教育についての意識の変化、核家族化の進行に伴う両親の育児に対する不安感の増加等が従来とは異なった保育所に対する需要を生み出す要因となっており、また、乳幼児の生活環境の変化もその要因として見逃すことはできないであろう。さらに、これらの要因は、さまざまにからみあって現在の保育所への需要を形づくっているといえよう。

二、今後における保育所のあり方を検討するためには、このように現実には保育所に寄せられている多様な需要の要因を分析し、これらの需要のうち保育所において対応すべきものを的確に把握し、現実的漸進的な改善充実を含む適切な対応策を検討することが必要である。と同時に、これと併せて労働政策や他の福祉施策も含めた行政の立場からの係り方や地域住民の自発的活動による対応など多角的な対応策を検討し、これらを有機的に関連させる多様な選択が可能となるような方策の確立も検討される必要がある。

三、保育所は、従来は家庭における保育に欠ける乳幼児の保育を行う施設として位置づけられてきたのであるが、乳幼児は心身発達、人格形成等の面でその基礎をつちかう重要な時期にあり、母親など保護者の事情のみでなく、乳幼児自身のためにその心身の健全な育成を積極的に図ることを検討すべきである。乳幼児の心身の発達にとって必要とされる教育的配慮が保護者の事情により不均衡となることは不適当であり、その意味で保育所の幼児教育面での充実は従来にもまして重視されるべきである。

したがって、また、保育内容及び施設設備についても、今後その適切な改善向上が必要であり、保育所の運営について、熱意と高い識見を有する設置者と優れた資質と高い専門性を有する職員の確保、保育所の運営に必要な資産を十分に有すること等、適切かつ安定した経営の基盤が確保される必要がある。

なお、保育所における乳幼児の心身の発達、特にその社会性の発達に及ぼす集団での保育効果については、年令差、個人差があるのでこれに対する対応方法については、きめ細かい配慮が必要とされよう。

四、就労の意志はもとより十分に尊重されるべきであり、母親が就労の機会を生かすことができるよう保育所等の社会的対応措置が十分に用意されることが望ましい。この場合に、母親の就労にはその家庭の生計維持のため必須である場合と、いわゆる主体的な選択に基づいて行われる場合とが併存しているという事情を考慮し、均衡のとれた行政の係り方、費用負担のあり方等についても検討されるべきであらう。

五、保育所の改善充実を実現するには、保育所の機能と役割を十分遂行しうるすぐれた資質と高い専門性を有する保育職員を確保することがまず重要であり、次の点に留意していく必要がある。

① 保育職員に必要とされる資質とその専門的役割を明確にするとともに、その養成研修体制の改善充実、資格制度の設定など専門職として位置づける方向を検討する。

② 施設長、主任保育母について、それぞれの職務と役割を明確にし、その資質の向上が図られるよう資格要件の設定、処遇の改善、研修方法等を充実する。

③ 教育職員との均衡、調整を考慮し、長期的には資格要件の全部又は一部の相互切換が可能となるような方途を検討する。

なお、乳幼児の心身の健全な発達を図るためには、保育に男性職員が参加することもある面においては望ましいこととであり、また、職業のあり方としても男性に対し保育職員となる途が閉ざされるべきではないので、この点については早急に改善措置が講じられるべきであらう。12ページへ

地区だより

秦野市の場合

現在秦野市は、人口一〇万六千で保育園は、公私立合せてようやく八ヶ所となりました。最近二、三の民間の有志の方々が新設の予定をたてておられますので近い将来一〇ヶ所にはなることと思えます。

「人口一万に二保育園」の願いがやっと実現する訳です。

四年前より、市内に保育園長会及び保母会が出来ました。それぞれ会合を開き、協議、研修等を重ねながら機能を発揮しております。

市からの補助としては、毎年夏と暮に慰労金が支給されており市長と係が各園をまわられます。他に市社協善意銀行により年末助け合い運動の一環として施設に対する援助があります。額は大きくはありませんが、園にとつては貴重なものでも役立つております。今後とも継続されるよう働きかけて行くことにしております。

昨年十二月に、市長の諮問機関として幼児保育審議会が出来、月二回位の割合で審議会が開かれて

おります。諮問事項は全部で十三項目あり、今月中に第一回答申が示される予定です。此の秋より核論に入り審議がなされる等で、今年中には答申がまとまるものと見られます。

因みに保育園側より三名の委員が出ておりますので、特に保育園に関する事項では大いに気を吐いて呉れるものと期待されております。

(川上直之)

一 足柄下地区

下郡地区園長会の活動の概要を次の通り報告します。園長会は、公立七施設、私立四施設計十一施設が纏り組織されており会運営についても、全施設の園長さん方の御理解で会がすむうずに運び大変なごやかな園長会です。またこの園長会の会長選出も数年前から一年交代の順番制で行なわれていま

す。(この一年間ではものたりない点もあります。)

一、定例会等は四ヶ月に一度の割で行ない、また必要のつど開催されますが、その定例会には県保

育会の概況報告、事務局からの連絡事項、或は各地区施設長の意見交換等も行なわれます。

二、研修事業については、下郡三町は観光の町であり従業員対策等で頭をなやましていますが、そのかわら子供たちの保育をめぐって保育者にも父母にもたくさん

の願いや希望がある、保育の現場にはさまざまな悩みや困難が渦巻いています。こういう問題を解決するには園長、保母が一体となつてなければ対処出来ません。そこで園長会としては年間行事として保母会と合同で研修会を十一月ごろに開催し保育者として保育の仕事の魅力ある感動を持っていただけ

けるのも自ら個々の確信的な保育観及び思想を持っていたため毎年のこのことについて実施しております。

三、その他園長会では保母さんの永年勤続者については表彰を行なっております。この主旨は、近年共稼ぎ家庭の増加傾向に伴う保育所及び心身障害児のための施設等の増加並び児童福祉施設の増設により保母の需要は年々増大しつつありうるごがみこまれ園長会としては、保母さんの留置、保育者としての勤労意欲とプライドをも

っていただけの上からもこのように表

彰規定は、五年、十年、十五年、二十年、の順になつておりますがこの反響は保母さん達の間では好評を呼んでおります。

(松本秀夫)

一 三浦地区

保母その他職員の充足については日夜頭をなやましていますが、毎年二回位「三浦市報」を通じて潜在保母その他職員の発掘に努めているがその実績は上らない。窓口は市福祉事務所で公立や交通の便利な処ではさほどでもない。

定例会は年二回以上実施して「保育の友」保育ニュース等による共同研修県保育会委員よりの諸情勢の説明を開き広く見識を広め情報を交換し合っている。特に予算編成期には格別にその必要を痛感している。

本市には公立乳児園一ヶ所と私立保育園三ヶ所で公私立格差の是正にとつて今日に至ったとは云え、そんなに簡単には行かない。設備の点から見ても、職員処遇の上から見ても流石に公立は羨ましいと思ふ。

定例会には必ず福祉事務所長や担当職員の出席を求めて種々意見を述べ合つて相互に意思の疎通

を図っている。

本市内には規模の大きい幼稚園が幾つもあり市民もその幼稚園教育と保育園保育との本質的な理解に欠ける者が多いので努めてその鮮明を計らねばならない。

結論的に見て三浦市の人口は増加の一端を辿りつつあるのに保育園は之に伴はないので之を増設するか既設保育園の拡張をして多くの園児の収容を容易にすべきであると熱望して止まない。

発展途上にある私共の保育事業を思う時、尚一層の努力が必要である。

(川名 洋)

一 横浜地区

横浜市内では昭和五十一年度の民間保育所への法外扶助費を決めるにあたって、公私間の給与の格差を是正するために、給与を公立なみにするかわり、保母の受け持ち人員を公立なみにそろえての上で、支給するとの市の説明に、保育所設置協、全国一般労組分会、民間連絡会等が「保母定数改悪反対」を呼び市当局との交渉が続いてい

職員配置基準問題

交渉つづく

法外扶助

る。

一方、市従民生支部は公立保育所における職員配置基準を巡って昨年未より市当局と交渉中であり、公立父母の署名、集団陳情など、公・私保育園を取り巻くこの問題は、地方財政危機、国の福祉行政、最低基準に発展するものではあるが、民間保育園の要求としては、①51年度は今まで通りの形で法外扶助を、②公私間の格差については話し合いの上で；等、ともあれこの記事が掲載される頃、市よりの公表がなされることであろう。

(横浜・藤田)

— 藤沢地区 —

藤沢市公私立園長会のうごき

当地区では公私立園長会と民間園長会二本だてで、あるときは公私一本で、あるときは民間としての活動を積極的に進めている。

現在公私立では昨年に引続いて子供と大人の二つの問題に分かれて研究が進められている。子供の方では幼児をとりまく諸問題、大人の方では職員の問題、保護者地域社会における大人の問題点をほりさけて今後の対応策を見出そうとしている。尚本年度特に民間として強い関心をもっている県民調

費のありかた、五十二年実施の複式簿記について勉強会を開くことになっている。

民間では五十年度〇一才児四、五人の保母定数改善が市単独補助

でされてきたが、本年は民調費的な考えでなく必ず補償されることを前提として、〇才児三対一ということで補助額を公立で働く保母の在職五年を基準とした額であること、措置人員が減っても関係なく保障されることである。このことよって市は年間三、六〇〇万円以上の支出となり、保育料が改訂されてもその収入以上の支出となった。

(今井)

— 川崎地区 —

川崎市保育まつり

川崎市内の公私立保育園を今年卒園する園児全員が、川崎市立体育館に集り、卒園を祝福し、楽しい一日を過せようと、第三回川崎市保育まつりを開催することになった。

新学期の小学校入学に胸ふくらませる卒園児とその保護者の有志が一堂に集り、楽しかった保育園生活を通し、市内保育園園児同志の交流をはかり、さらに保護者を通し地域福祉の一端をになう保育園の社会的、教育的役割を地域の

人々に正しく理解してもらう目的である。

主催 川崎市社会福祉協議会

後援 川崎市保育会

川崎市

日時 昭和52年3月5日(土)

午後12時30分開演

当日は、卒園児全員の合唱、フオークダンス、マスゲーム等、保母さん、お母さん、お父さんと会場の全フロアーを使って、文字通りのこともお祭り、楽しい思い出深い一日となろう。

園児にはお祭り用のお札を発行し館内の模擬店で美味しい飲物、食物が買えるようになってい

る。そしてアトラクションは、ぬいぐるみ人形劇団「ぴっかり座」の出演と、神奈川県音楽隊、バトンガール等、盛り沢山が用意されている。

そしておみやげの記念品をもらって、お祭りの幕を閉じることになっている。

(鈴木栄一)



社会福祉法人の

新会計要領の発足

健全な社会福祉施設運営の確保を期するために、今般厚生省において、社会福祉各法による措置費支弁対象施設等経営する社会福祉法人の会計処理の標準として、「経理規程準則」を定め、昭和五十二年四月一日から実施することになった。

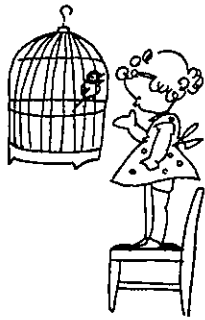
社会福祉法人の会計要領は、昭和二十八年にその大綱が示された。これによって会計処理が行われてきたが、実際の処理方法が不統一であること。

そして社会福祉施設の運営の基盤である措置費が、年々改善されかつ増額されている現在、一層適正な会計処理が望まれていることが、主な理由とされている。

なお、医療法に関係する肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び助産施設は、本準則の適用を除外している。

経理規程準則の基本的な考え方
前提条件となった主なものは次の諸点である。

- ①社会福祉法人の特質—社会福祉法人は、営利法人とは異なり、企業に適用されている会計基準をそのまま適用することはできない。
- ②法人は施設において入所者が生活し、福祉サービスを得るために財貨が消費される場であり、消費経済体に通用する会計原則を基本として、措置費等公的資金の収支を明瞭にし、法人の資金収支計算と財務報告が正確に実施できる会計制度とした。
- ③会計組織等の標準化—法人が経営する施設は多種類にのぼり、その経営規模も異なるほか同一法人が、二種類以上の施設を経営している等の形態も多岐にわたっている。これら法人会計事務を標準化するためには、会計の諸原則に準拠しながら、会計上の明瞭性を損わぬ範囲内で処理方法を単純化し統一的処理ができるよう会計組織の標準化が図られている。
- ④複式簿記の徹底—法人の経営基盤は公的資金に拠るところから、資金運用の順末を明瞭にして報告し、法人の財産状態及び収支の状況を正確性の検証が容易な複式簿記の方法が最も望ましいということから、会計は複式簿記によって行われる。
- ⑤資金の経理責任の明確化—準則において会計組織上の責任者の位置づけ及び事務手続過程における役割を明確にされている。



六、今後長期的な視野に立つて、新しい保育所の理念と役割を求めていかなければならないが、今後の社会経済情勢の中では、乳幼児の健全な成長発達にとって不可欠な教育及び養護の両面を有機的に組み合わせ、家庭の求める保育時間に弾力的に対応し得る保育所の機能は、ますます必要とされるであろう。また、新しい理念と役割を求めるに際しても、保育所がこれまで長年にわたって地域社会の中で根づいてきた実績と現状における保育所の機能と役割をふまえねばならない。又保育対策は次代を担う児童の健全な発達を図るうえで極めて大きな意味をもつのであり、この意味において保育所問題は、広く国民各層の間において幼稚園制度との関連も含めて十分な論議が積み重ねられ、広く国民一般の間で合意が得られる改善案が求められる必要がある。

おめでとぅ

ごちがいます

▼昭和五十一年社会福祉事業関係において大臣表彰以上の榮譽を受けられた方々

勲五等瑞宝章
岩 愛児園々長
川 口 龍 雄殿

新日本学園理事長
島 田 き み殿

勲六等単光旭日章
みどりの家愛児園理事長
安 部 龍 殿

勲六等瑞宝章
湘南福祉センター理事長 福 富 田 レ イ殿

▼昭和五十一年度神奈川県保母賞
を受けられた方々

(七名のうち保育所保母五名)

横浜市 港南保育園
桑 原 政 子殿

横浜市 大綱保育園
前 田 ク ニ 子殿

横浜市 めげえ横浜保育園
宮 春 恵殿

小田原市 山王保育園
瀬 戸 佳 子殿

小田原市 みどりの家愛児園
中 戸 川 ユ キ殿

あつごがさく

中央関係において研修資料にもなるとの、本紙前号に対するご批判。

編集者一同の企画は「児童憲章二十五年」記念号に決り、前号以上の内容をと熱が入る。

原稿要請の使者として、直ちに快諾されたことは、県市における児童福祉、保育行政にかける前向きな姿勢に敬意を表する。

冠頭の3首長の玉稿は記念号に錦上添花を渉える。

目玉の「保育所像」座談会も出席者のご発言など、熱読を乞う次第。

ともあれ、本紙が回を重ね、内容充実、発展していく姿は、保育所の「明るく、素直に、ねばり強く、意欲的に」成長する子ども達の姿のように。

(横浜・藤田生) 九月発刊予定の本号が大変遅延してしまい誠に申し訳ない。

諸原稿の集配は概ね順調に推移したのに、座談会の編集校正を目前にして、座談会の編集担当の小生病公し、以後する／＼と遅延してしまい、編集中間に

も多大の御迷惑をかけてしまった。お詫びの言いようもない失態である。その責の所在を明らかにしここに深謝する次第。

(鈴木栄一)

昭和四十三年から据置きになっていた鎌倉の市保育料は全国一低額だといわれていた。それが今年やっと値上げになった。値上げ率は平均五十パーセントである。福祉部長は連日連夜公立や無認可の父母との対話集会に臨み、値上げ中を修正することによって話し合いがついた。ところが値上げによって生じた財源の使途について増収額を上廻る要求が出された。

無認可とはいったい何だろうか福祉大会の研究委員会では、「無認可こそ児童福祉の担い手であって法人は保育の何たるかを知らない金もうけ主義の輩だ」とうそぶくものささである。因みに鎌倉市の無認可施設助成は日本一で想像を絶する高額である。しかし彼等に感謝の気持は毫もない。

(富田英雄) 私が保母になって、始めて教えて頂いた大好きな言葉、それは保育者はたえず子供の目の高さになりなさい。子供の瞳を見る保育と云う言葉を大切にしております。

私達幼い頃は、はだして、へそを出してのびのびとかけまわると子供達が多かったようですが、今では、すばらしい環境の中で保育されていますが、すばらしい遊具より自然を利用して、はだして、へそを出して、のびのびと遊べる環境を、週に一度ですばらしい保育が出来るのではないかと思ひ、そんな環境を作ってあげられたらと願ひ、毎日保育に励んでおります。又今年、編集委員と云うことで、保母会では考えられない、素敵な男性の中で、経験豊かな、園長先生方のお話の一つ／＼が、勉強になり、楽しみながら今年一年末熟な私ですが、一生懸命頑張つて行きたいと思ひますので、皆様の御指導をよろしくお願い致します。

(露木盛枝)

編集委員

- 安部 龍殿
- 渡部 将賢
- 富田 英雄
- 藤田 保夫
- 鈴木 栄一
- 露木 盛枝
- 小川 博